

# 障害者 福祉情報

118号 2010年1月①

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

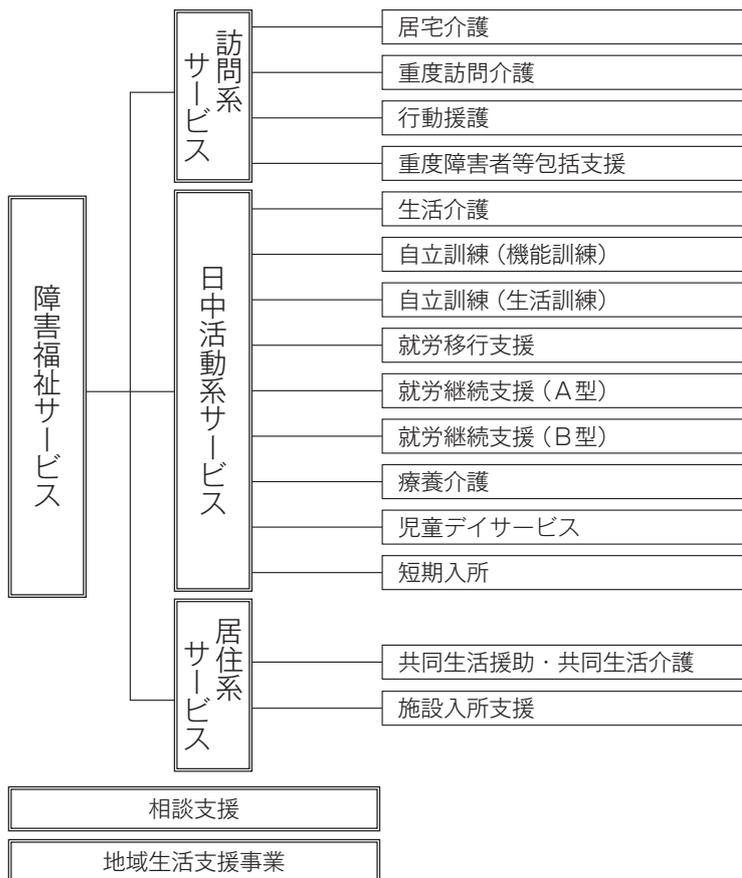
<http://www.cloverplaza.or.jp/>

[shakyou/sho/sho\\_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

## 特集 第3回

# 福岡県障害者福祉計画 策定

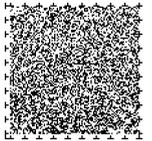
今号では、福岡県障害者福祉計画の「障害福祉サービス等の見込量と確保策」「サービス等に従事する人材の養成及びサービスの質の向上」「障害のある人たちの権利擁護」について紹介します。



障害福祉サービス等  
の見込量と確保策

### もくじ / 通巻118号

- ・「福岡県障害者福祉計画」策定(特集 第3回) ..... 1~7
- ・お知らせ ..... 7
- ・ほんだな ..... 8



障害のある人たちが安心して地域生活を送るためには、必要な障害福祉サービスの提供や相談支援を受けることができるための体制づくりが重要になります。このため、計画期間中に必要な障害福祉サービス見込量と確保策について定め、今後これらサービスの計画的な整備を進めていきます。

なお、各サービスに共通する見込量の算定にあたっては、各市町村の障害福祉計画サービス見込量をベースに利用実績等を分析、障害者等のサービス利用に関する意向、地域間格差などに留意し、圏域別に調整して必要なサービス量を見込んでいきます。

※障害福祉サービス等の必要見込量（県全域）は、5頁に掲載しています。

計画の詳細については、福岡県庁ホームページ

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>)

でダウンロードすることができます。

## 1 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害のある人が居宅等において日常生活を営む上で必要な便宜を供与するもので、4つのサービスからなります。

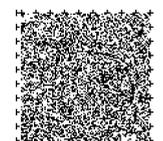
### ○サービスの確保策

(1) 訪問介護員養成研修の実施機関の指定を通じ、必要な人材の養成に努めます。

### 【訪問系サービス】

居宅介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員（ホームヘルパー）が障害のある人の居宅を訪問して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人に対して、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護、移動支援等複数のサービスをニーズに応じて臨機応変に提供します。

(2) 利用者のニーズに合わせて、社会福祉法人等事業者の幅広い参入を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

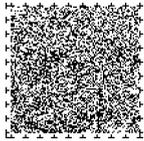


## 2 日中活動系サービス

(3) 山間へき地については、社会福祉協議会等の既存の事業者に事業参入を促します。

日中活動系サービスは、次頁の9つのサービスからなります。

障害のある人たちが安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠となりますので、施設等の新体系への移行と事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。



## 【日中活動系サービス】

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型：雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型：非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
児童デイサービス	障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間も含め、施設で、入所、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

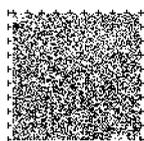
## ○サービスの確保策

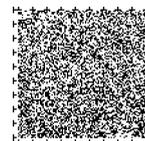
- (1) 社会福祉法人等に対し新体系への計画的な移行を促すなど、助言、指導に努めるとともに、広く情報提供を行うなどにより、多様な事業者の参入を促進します。
- (2) 小規模作業所についても運営主体の法人化を図り、新体系サービスへの移行を進めるための支援に努めます。

- (3) 就労継続支援(A型)については、旧体系施設からの移行を検討しているところがあり多くないことから、既に実施している事業所の取り組みを紹介するなどして、事業実施を促します。

- (4) 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業の実施を促します。

- (5) 入所施設において、空床を利用した短期入所サービスの充実を図ります。





(6) 既存施設等の新体系サービスへの移行を促進するため、施設等の改修等の経費について助成をします。

### 3 居住系サービス

法では、24時間通じた施設での生活から地域への生活への転換を図るため、「日中活動の場」と「生活の場」の分離を図るなど、施設体系についての見直しが行われましたが、この「生活の場」の提供にあたるものが居住系サービスです。居住系サービスは下記の3つのサービスからなります。

#### ○サービスの確保策

(1)平成19年度末現在、県内の共同生活援助事業者は149か所(定員966人)、共同生活介護事業者は58か所(定員440人)の合計207か所(定員1406人)であり、今後これらの設置促進を図ります。

#### 【居住系サービス】

共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、平日の日中は、日中活動系サービスを利用することになります。

(2) 共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)の整備を促進するため、社会福祉法人やNPO法人に対し、事業開始にあたっての改修費やアパート等の借り上げに伴う敷金・礼金について助成します。  
(3) 施設入所支援については、入所者の地域生活移行を進めつつ、社会福祉法人等に対し計画的な新体系への移行を促します。

### 4 相談支援

相談支援は、障害福祉サービスを利用する人のうち、特に計画的な支援を必要とする人を対象として、サービス利用のあっせん、調整などを行います。

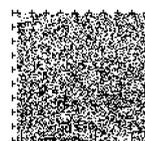
#### ○サービスの確保策

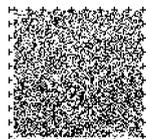
(1) 県では、今後の障害福祉サービス利用者の増加等に対応できるように、引き続き相談支援従事者

の養成に努めるとともに、現任研修を通じて資質の向上を図ります。

(2) 相談支援事業は一元的に市町村が実施することになりましたので、市町村毎に相談支援体制が整備されるよう支援するとともに、県においては、市町村を補完する立場から、発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害支援普及事業などの専門性の高い相談支援を実施していきます。

(3) 市町村では、関連する分野の関係者等を含めた地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりを行って、サービス利用計画の作成や事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していきます。





## 【障害福祉サービス等の必要見込量（県全域）】

（1か月当たりの見込量）

サービス種別（新体系）	単位	実績			計画				
		平成19年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
			人	人	人	人	人	人	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間・人	136,236	172,604	5,921	190,427	6,431	213,018	6,958
日中活動系	生活介護	人日・人	26,715	86,045	4,558	113,229	5,883	162,663	8,191
	自立訓練（機能訓練）	人日・人	563	2,143	123	3,222	180	4,350	236
	自立訓練（生活訓練）	人日・人	3,606	10,118	519	14,650	745	20,625	1,038
	就労移行支援	人日・人	5,107	18,557	911	22,136	1,086	27,883	1,396
	就労継続支援（A型）	人日・人	3,545	11,961	546	14,523	663	17,793	884
	就労継続支援（B型）	人日・人	18,379	52,016	2,602	68,665	3,401	94,672	4,663
	小計A	人	57,915	180,840	9,259	236,425	11,958	327,986	16,408
	療養介護	人	158	306	306	400	400	693	693
	児童デイサービス	人日・人	2,922	4,583	931	5,107	1,018	5,986	1,164
短期入所	人日・人	4,216	6,878	1,102	8,013	1,313	9,421	1,584	
居住系	共同生活援助、共同生活介護	人	1,232	1,952	1,952	2,287	2,287	2,833	2,833
	施設入所支援	人	520	2,610	2,610	4,038	4,038	5,389	5,389
	小計B	人	520	2,610	2,610	4,038	4,038	5,389	5,389
他	相談支援	人	34	540	540	695	695	870	870

サービス種別（旧体系）	単位	平成19年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
			人	人	人	人			
日中活動系	旧入所サービス分	人日・人	187,017	92,702	3,550	63,940	2,433	16,250	597
	旧通所サービス分	人日・人	111,763	64,984	3,113	39,935	1,912	6,596	316
	小計C	人日・人	298,780	157,686	6,663	103,875	4,345	22,846	913
居住系	旧入所サービス分	人	6,480	4,682	4,682	3,120	3,120	1,543	1,543
	小計D	人	6,480	4,682	4,682	3,120	3,120	1,543	1,543

新体系+旧体系		単位	平成19年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
				人	人	人	人	人	
日中活動系	小計A+小計C	人日・人	356,698	338,526	15,922	340,300	16,303	350,832	17,321
居住系	小計B+小計D	人	7,000	7,292	7,292	7,158	7,158	6,932	6,932

・「時間」：月間のサービス提供時間

・「人日」：月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数

・「人」：月間の利用人数（実人数）

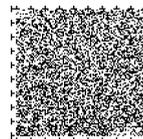
・「日中活動系」の「旧入所サービス分」とは、身体障害者療護施設（入所）・身体障害者更生施設（入所）・身体障害者授産施設（入所）・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設の各入所施設において行われる日中活動系サービス相当分をいう。

・「日中活動系」の「旧通所サービス分」とは、身体障害者療護施設（通所）・身体障害者更生施設（通所）・身体障害者授産施設（通所）・知的障害者通所更生施設・知的障害者通所授産施設・精神障害者通所授産施設・精神障害者生活訓練施設・小規模通所授産施設（身体・知的・精神）・福祉工場（身体・知的・精神）の各通所施設において行われる日中活動系サービス相当分をいう。

・「居住系」の「旧入所サービス分」とは、身体障害者療護施設（入所）・身体障害者更生施設（入所）・身体障害者授産施設（入所）・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・知的障害者通所・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設・精神障害者福祉ホーム（B型）の各入所施設等において行われる居住系サービス相当分をいう。

※共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）については、一つのホームで両方のサービスを提供することも可能なため、合算したサービス見込量で整理。

※施設入所支援については、現在の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活移行者数と施設入所者の削減数（目標値）、共同生活介護等での対応が困難な人や入所待機者の数を勘案し、算定。



## サービス等に従事する人材の養成及びサービスの質の向上

指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」といいます。）の提供にあたって基本となるのは人材であり、指定障害福祉サービス等に係わる人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害のある人たちの権利擁護や苦情解決に向けた取り組み等を総合的に推進することが重要です。

県は、こうした取り組みを効果的に実施するため、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用や教育、医療等の関連する分野の関係者で

構成する地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、その取り組みを進めます。

### 1 サービス提供に係わる人材の養成・研修

人材の養成については、サービス提供に係わる責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係わる人材を質量ともに確保することが重要です。

法では、サービス提供に係わる専門職員として、新たにサービス管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施します。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者等の養成として、新たに行動援護従業者養成研修等を実施します。

県では、それぞれの研修を計画的に実施するとともに、研修受講者の記録の管理等を行い、指定障害福祉サービス等に係わる人材の確保又は資質の向上に取り組まします。

#### (1) サービス管理責任者研修

サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

#### (2) 相談支援従事者研修

ア 相談支援従事者初任者研修  
相談支援に従事する者の養成を図り、障害者ケアマネジメン  
トの普及と相談支援体制の充実に努めます。

#### イ 相談支援従事者現任研修

障害者のニーズに対応した生活を提供するため、相談支援に従事している者の資質の向上に努めます。

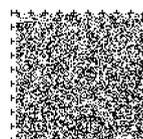
#### (3) 行動援護従業者養成研修

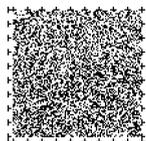
知的障害又は精神的障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護が必要な方に対し、行動する際の危険の回避や外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する人材の養成を図り、行動援護の充実に努めます。

### 2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、中立・公正な第三者機関に専門的かつ客観的に評価してもらうことも重要です。

社会福祉法第78条においては、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質か





会福祉協議会に設置された運営適正化委員会を活用するとともに、

指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるよう努めることとされています。

県では、サービス利用者等からの苦情について、事業者が設けた

苦情解決システムや社

会福祉協議会に設置さ

れた運営適正化委員会

を活用するとともに、



次号は、「県の実施する地域生活支援事業」等について紹介します。



ととしています。

また、障害のある人たちの安心した地域生活の確保とノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、平成15年に策定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、障害のある人たちの人権が尊重されるよう偏見や差別意識の解消に向けた普及啓発に取り組むこととしています。

施設監査における社会福祉法人等に対する指導、市町村をはじめ関係機関との連携を密にし、障害者等の権利の擁護のために取り組めます。

つ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとしているところであり、県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるよう福岡県福祉サービス第三者評価推進機構と連携を図り、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

### 3 障害のある人たちの権利擁護

## 催し

# お知らせ

平成21年度  
福岡地区障害者雇用  
促進面談会 (第2回)

▼日時

3月3日(水)  
12時30分～16時30分  
※15時まで受付

▼会場

福岡国際会議場  
2階 多目的ホール  
(福岡市博多区石城町2-1)

▼参加事業所(予定) 45社

▼定員 400人

▼問い合わせ先

福岡中央公共職業安定所  
092-712-8609

(部門コード44#)

福岡東公共職業安定所

092-672-8609

(部門コード42#)

福岡南公共職業安定所

092-513-8609

(部門コード44#)

福岡西公共職業安定所  
092-881-8609  
(部門コード42#)

発達障害者支援センター  
啓発事業 講演会

▼日時

3月6日(土)  
14時～16時50分  
※13時30分から受付

▼会場

えーるピア久留米  
視聴覚ホール  
(久留米市諏訪野町1830-6)

▼演題

「発達障害をもつ子どもへの支援を学ぶ」子どもの行動が示す意味とは?」

▼講師 井上 雅彦 氏

(鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学講座 教授)

▼定員 250人

▼参加費 無料

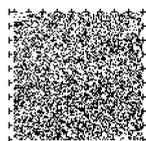
▼申込み・問い合わせ先

発達障害者支援センターゆづもあ  
0947-46-9505  
FAX 0947-46-9506

メールアドレス

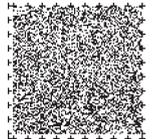
You.more@titan.

ocn.ne.jp





福祉情報センターでは、福祉に関する図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで  
 ※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。  
 ※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- お問合せ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7  
 ☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

**「障がい者ケアプラン記載事例集  
たて方・かき方・すすめ方」**

鈴木真ほか 著  
出版：日総研出版



障がい者の支援現場で働くサービス管理責任者や相談支援専門員を対象に、個別支援計画のたて方、かき方、すすめ方をまとめる。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の支援計画の記載事例を豊富に紹介。

**「手話を学ぶ人たちの学習室  
全通研学校講義集4 手話通訳者のための言語学と人権」**

小嶋栄子、石川芳郎 著  
出版：文理閣



全国手話通訳問題研究会の「全通研学校」講義録。日本語の基礎を学ぶことから言語の本質に迫る「基礎から学ぶ言語学」、聴覚障害者や手話を学ぶ者の人権について考える「手話通訳活動から考える人権」の2講演を収録。

**ビデオ 「車いすで街に出てみたら」20分  
（「ふれあいを大切に」シリーズ）**

制作：(株)クリエイティブ ネクサス



交通事故などが原因で機能障害をもち、車いすを利用する人が日常生活で困ることは何かを知り、わたしたちができること、心がけておくことについて考える。車いすで街に出たときの映像を通じて、視覚的に車いす利用時の困難点を紹介する。

**ビデオ 「発達障害の子を持つ母親たち」  
全2巻・各32分**

制作：ヴィ・トーン  
(株)新宿スタジオ

**第1巻 障害を告げられたとき**

- ・年齢、診断時期、障害名
- ・生活の様子、診断前後の不安、祖父母の反応
- ・園からの指摘等収録

**第2巻 園や学校への思い**

- (内容)
- ・励まされた言葉、傷ついた言葉
  - ・園や学校でして欲しい工夫や配慮
  - ・知って欲しいこと、伝えたいこと等収録

